

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

～ 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます ～

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになります。

【申請方法は】

住民課戸籍年金係または年金事務所に申請してください。

※必要な添付書類など、詳しくは、下記の申請先までお問い合わせください。

◇ご注意ください◇

- 2年1か月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

問合せ先	帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113
	役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

車検期間延長のためにご協力ください

現在、1年毎に車検を実施している農業用貨物自動車の車検の有効期間を2年間とするために、十勝全域で総合特区制度を活用し、車検期間の延長が可能か、データを収集して検討に活用する取組み「車検期間の延長」が4月1日から開始されました。

十勝農業の振興のため、農業者皆様のご協力をお願いします。

○概要

要件を満たす農業用貨物自動車が市町村の指定を受け、指定された点検整備を行い安全が確認されれば、車検期間が1年延長され、データ収集に活用されます。

○自動車の主な指定要件

- ・使用者 認定農業者（構成員含む）
- ・対象車両 車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満の自家用貨物自動車
- ・走行距離 年間1万キロメートル以下

○手続き

- ・自動車の指定申請・指定書の交付
場所 豊頃町役場産業課農政係
時期 対象車両の車検有効期間満了の1か月前の日から満了日まで。
必要書類 車検証、点検整備記録簿、農業経営改善計画認定書、印鑑
- ・点検・整備
指定された整備工場（指定点検整備事業者）で、定められた点検・整備を実施、点検整備済証の交付を受けます。
- ・車検伸長の申請
整備工場（指定点検整備事業者）で手続きの代行が可能です。

○留意事項

- ・認定農業者でなくなったり異なる経営体に譲渡した場合などに、指定取消となり、新たに車検を受けなければならない場合があります。
- ・車検伸長のための費用は、通常車検と変わりません。
- ・市町村が毎年、指定要件の適合状況を確認しますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 役場産業課農政係 ☎ (574) 2217

国民年金からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

20歳以上であれば学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかしほとんどの学生は所得がありませんので、国民年金に加入しても保険料を納めることが困難です。そこで学生本人の所得が一定額以下である方が社会人になってから保険料を納めることができる学生納付特例制度があります。

※ 平成25年中の所得基準 118万円＋（扶養親族数×38万円）＋社会保険料控除等

◆ 申請手続きが必要です・・・

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、役場住民課戸籍年金係に提出して下さい。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 在学証明書または学生証の写し
- ④ 源泉徴収票、確定申告書等の写し
(学生本人に所得がある場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者離職者証、雇用保険受給資格者証の写し
(失業したことにより学生納付特例の申請を行う場合)

◆ 承認を受けると・・・

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆ 平成26年度も引き続き学生納付特例を希望する方へ・・・

学生納付特例は、前年の所得を確認して決定されますので、毎年度申請が必要となります。前年度に承認された方で本年度も同じ学校に在学される方には、申請書（ハガキ）が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送することにより申請を行うことができます。（在学証明書、学生証の写しの添付不要）

ただし、在学される学校等に変更のある方はこの申請書で申請することはできません。

※ 平成26年4月から学生納付特例を受けるためには5月末日までに手続きしてください。

